



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 4 月 18 日 (月曜日) 第 298 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障がい福祉課） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ “ ” ） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

頁

- の辞退……………（障がい福祉課） 1
- 民有林の保安林の指定（2件）……………（自然環境課） 1

公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出……………（農村整備課） 2
- 県営土地改良事業計画の策定……………（ “ ” ） 2

病院局公営企業告示

- 指定納付受託者の指定について…………… 2
- 公金の収納の事務の委託について…………… 2

告 示

宮崎県告示第 284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 4 年 4 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
メディカル薬局 北町店	日向市	薬局	令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 4 年 4 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
メディカル薬局 北町店	日向市	薬局	令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和 4 年 4 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地	担当する医療の種類	変 更年月日
ニチケアセ	宮崎市	宮崎市神宮	訪問看護	令和 4 年

ンター 神宮 訪問看護ステーション		西 2 丁目 1 38 番地		2 月 28 日
ニチケアセ ンター 西小 路訪問看護ステーション	延岡市	延岡市西小 路 6 番地 6	訪問看護	令和 4 年 2 月 28 日

宮崎県告示第 287号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 4 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大納字福連木 646-2 から 646-27 まで
 - 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 288号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 4 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷字納間字松ヶ下 7946-1、7946-3
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 4 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	廣 常 高 一	宮崎市佐土原町大字下那珂58番地41

（任期：令和 5 年 3 月 31 日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、鹿野田地区県営土地改良事業（西都市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 4 年 4 月 18 日から令和 4 年 5 月 23 日まで
- 3 縦覧場所
西都市役所農林課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項の規

定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 4 年 4 月 18 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル7階
- 2 指定納付受託者への納付事務の委託を認めた債権
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第6条に規定する料金等
- 3 指定納付受託者への納付事務の委託が行える期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

病院局公営企業告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 18 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

委 託 先	委 託 期 間
弁護士法人 館野法律事務所	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで